

# 日本基準トピックス

## 四半期報告書制度の廃止に伴う「中間財務諸表に関する会計基準(案)」等の公表(ASBJ)

2023年12月19日 第475号

### ■ 主旨

- 2023年11月20日、「金融商品取引法等の一部を改正する法律」が、第212回国会(臨時会)において可決され、四半期報告書制度の廃止が決定されています。具体的には、上場企業等の第1・第3四半期報告書が廃止され、第2四半期報告書が半期報告書に変更されます。
- これを受けて、2023年12月15日、企業会計基準委員会(ASBJ)は、「中間財務諸表に関する会計基準」および「中間財務諸表に関する会計基準の適用指針」の公開草案(以下、まとめて「本中間会計基準案等」という)を公表しました。
- 本中間会計基準案等は、改正後の金融商品取引法の規定による半期報告書の提出が求められる最初の中間会計期間から適用予定とされています。
- 原文については、[ASBJ](#)のウェブサイトをご覧ください。

## 本中間会計基準案等の概要

本中間会計基準案等は、上場企業の第2四半期報告書が半期報告書として提出され、半期報告書において中間財務諸表が開示されることになるため、当該中間財務諸表に係る会計処理及び開示に関する取扱いを提案するものです。

### 1. 本中間会計基準案等の会計処理を適用する会社

本中間会計基準案等は、以下の会社が半期報告制度に基づき作成する中間財務諸表に適用されます。

- 上場会社等(特定事業会社を除く)(注1)
- 有価証券報告書および半期報告書の提出義務があり、従前の四半期財務諸表に相当する中間財務諸表を作成する非上場会社(特定事業会社を除く)(注2)

なお、中間連結財務諸表を開示する場合は、中間個別財務諸表の開示は不要とされています。

また、上記以外の会社(主に特定事業会社)が半期報告制度に基づき作成する中間財務諸表については、本中間会計基準案等の対象外です。

(注1)金融商品取引法第24条の5第1項の表の第1号に掲げる会社であり、上場会社等のうち、特定事業会社(銀行、保険会社および信用金庫等)を除く会社。この会社は、内容が従前の四半期財務諸表に相当する中間財務諸表を作成する。

(注2)金融商品取引法第24条の5第1項の表の第3号に掲げる非上場会社のうち、特定事業会社を除く会社。この会社は、原則として内容が従前の中間財務諸表に相当する中間財務諸表を作成するが、従前の四半期財務諸表に相当する中間財務諸表を作成することもでき、後者の場合が本中間会計基準案等の対象となる。

## 2. 本中間会計基準案等の内容

本中間会計基準案等は、中間財務諸表の記載内容が従前の第2四半期報告書と同程度の記載内容となるように、基本的に「四半期財務諸表に関する会計基準」および「四半期財務諸表に関する会計基準の適用指針」(以下、まとめて「四半期会計基準等」という)の会計処理及び開示を引き継いでいます。

ただし、期首から6カ月間を1つの会計期間(中間会計期間)とした場合と、四半期会計基準等に従い第1四半期決算を前提に第2四半期の会計処理を行った場合とで差異が生じる可能性がある以下の項目については、改正後の金融商品取引法の成立日から施行日までの期間が短期間であることから、会計処理の見直しにより企業の実務負担が生じないよう、従来の四半期での実務が継続して適用可能となる取扱いまたは経過措置を提案しています。

- (1) 原価差異の繰延処理
- (2) 子会社を取得または売却した場合等のみなし取得日またはみなし売却日
- (3) 有価証券の減損処理に係る中間切放し法
- (4) 棚卸資産の簿価切下げに係る切放し法
- (5) 一般債権の貸倒見積高の算定における簡便的な会計処理
- (6) 未実現損益の消去における簡便的な会計処理

## 3. 適用時期

本中間会計基準案等は、改正後の金融商品取引法の規定による半期報告書の提出が求められる最初の中間会計期間から適用予定とされています。なお、決算期(3月決算、12月決算、2月決算など)に応じた、改正後の金融商品取引法の規定による半期報告書の提出時期や、関連する財務諸表等規則等の改正については、以下の日本基準トピックスも参照ください。

[日本基準トピックス 第471号「金融商品取引法等の一部を改正する法律」\(第1・第3四半期報告書の廃止等\)\(金融庁\)](#)

[日本基準トピックス 第474号 四半期報告書制度の廃止に伴う「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」等の改正案の公表\(金融庁\)](#)

## 今後の基準開発の方向性

本中間会計基準案等は、改正後の金融商品取引法の成立日から施行日までの準備期間が非常に短く、短期的な対応として、改正後の金融商品取引法に従って新たに中間財務諸表を作成する場合の会計処理及び開示について提案しています。

しかし、上場会社の観点からは四半期決算短信と中間財務諸表は連続したものとして作成することから、同じ会計基準等に基づいて中間決算と四半期決算を行うべきであるとの意見が聞かれていることを踏まえると、本中間会計基準案等が会計基準等として確定した後に、中間会計基準等と四半期会計基準等を統合した(仮称)期中財務諸表に関する会計基準等を開発し、取扱いを統一することが考えられるとされています。

なお、金融商品取引法上は四半期報告制度が廃止されますが、上場会社においては引き続き取引所規則に基づき第1・第3四半期決算短信の報告が行われるため、今後、(仮称)期中財務諸表に関する会計基準等の開発が行われるまでの間、四半期会計基準等は適用を終了しないことが予定されています。

### PwC Japan有限責任監査法人

〒100-0004 東京都千代田区大手町1丁目1番1号 大手町パークビルディング

お問い合わせ: <https://forms.jp.pwc.com/public/application/add/154>

本資料は概略的な内容を紹介する目的で作成されたもので、プロフェッショナルとしてのアドバイスは含まれていません。個別にプロフェッショナルからのアドバイスを受けることなく、本資料の情報を基に判断し行動されないようお願いします。本資料に含まれる情報は正確性または完全性を、(明示的にも暗示的にも)表明あるいは保証するものではありません。また、本資料に含まれる情報に基づき、意思決定し何らかの行動を起こされたり、起こされなかったことよって発生した結果については、PwC Japan 有限責任監査法人、およびメンバーファーム、職員、代理人は、法律によって認められる範囲においていかなる賠償責任、責任、義務も負いません。

© 2023 PricewaterhouseCoopers Japan LLC. All rights reserved. PwC refers to the PwC network member firms and/or their specified subsidiaries in Japan, and may sometimes refer to the PwC network. Each of such firms and subsidiaries is a separate legal entity. Please see [www.pwc.com/structure](http://www.pwc.com/structure) for further details. This content is for general information purposes only, and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors.